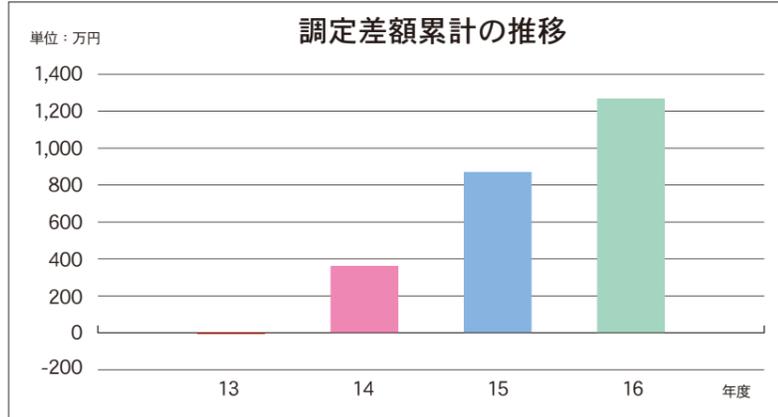


# 所得税還付等調査について 市民の皆様へ調査経過を お知らせします

4月1日に市役所内に所得税還付等調査局を設置し、行ってきた調査について、現状などをお知らせします。

市民の皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけしていること、心よりお詫び申し上げます。

- ① 個人住民税の繰越調定の乖離に関する事
- ② 所得税の不正な還付に関する事



この9月議会定例会では、これまでの経緯などを説明の上、補正予算案を可決していただき、9月28日県に不足額を送金しました。県との間では既に精算を終えていることを、皆様にご報告します。

りなどの方法で調査を進めてきました。

- ③ 平成10年度から平成14年度において、国民健康保険税の理由のない減額が行われていたこと
- ④ 国民健康保険税の理由のない減額と併せて、住民税の減額等も行われていたこと
- ⑤ 確定申告書を作成するシステムに事前に控除データを取り込む際、平成13年から平成16年分について誤ったデータが取り込まれていたこと

## 2 所得税の不正な還付について

「所得税の不正な還付」とは、職員が確定申告書の所得控除額を増した上で税務署に提出し、それによって発生する所得税の還付金を差し押さえして、町の税金に充てていたとされている問題です。秋田県に匿名での投書があり、その後、国税局の調査などを受け明らかとなったものです。

調査局では関係機関からのご協力をいただき、このように確定申告書が平成14〜17年分まで137件（合併後に行われていたものは9件）あったことが明らかになっています。

現在のところ、当時在職していた職員からの事情聴取や市に保管されていた各種資料などの照合はほぼ終え、実際に不正に還付されていた所得税の額や、本来課税されるべき住民税の額がどのくらいになるのか、その精算作業を行っています。

## 1 個人住民税の繰越調定の乖離について

個人住民税は市町村住民税と県民税を併せて市町村が賦課徴収し、一定の割合で計算される県民税を県に払い込みすることになっています。

「調定の乖離」の問題とは、県に対する報告書と仙北市の決算書を比較したとき、本来一致していなければならぬ市民税の繰越調定額に差が生じている事案で、平成22年度に明らかになったもので、調査局では、県から過去の報告

## 3 新たに見つかった問題について

当初の調査の過程で発見された問題の③⑤については、現在もなお調査を継続中です。

## 4 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについては下のとおりです。できるだけ早い時期に調査結果をお示しし、事実関係や職員の関与の実態、今後取るべき再発防止策などについて市民の皆様にご説明したいと考えています。

なお、本事業に関する調査の現状については、10月17日（神代就業改善センター）、18日（西木総合開発センター）、21日（角館西側庁舎）に開催される「まちづくり懇談会」においてご報告いたします。（各会場18時30分から）

仙北市長 門脇光浩

書などのデータの提供を受け、関係する会計帳簿などと比較分析しながらその原因を明らかにしようとしてきました。

この結果、旧角館町においては徴収した住民税の総額や、これにより払い込むべき県民税を県に報告する際に少なく報告し、その差額を町民税の税収としていたことがわかりました。

このため、県への報告では県民税と町民税の未納額が多くなってしまふ一方、町の決算書では払い込まなかった分の収入が増えるため未納額が少なくなり、これが繰越調定額の差となって現れたものです。

実額を角館町の税務システムの過去のデータなどから再現した結果、繰越調定額の差は、1千246万8634円に及び、県に対して393万2787円の払い込みが不足していること、これが平成14〜16年度の決算において生じていることなども明らかとなっています。（グラフ「調定差額累計の推移」参照）

実施作業	10月	11月	12月
正しい各税額の計算	→		
不正な還付額等の計算	→		
交付税額などへの影響調査	→		
報告書の作成	→		
調査委員会の開催	10月13日(木)	11月下旬	
市民検証委員会の開催	10月6日(木)	"	
市議会への説明	10月下旬	"	12月議会